お墓のトラブルに
巻き込まれないために

～お墓をつくるには許可が必要です～

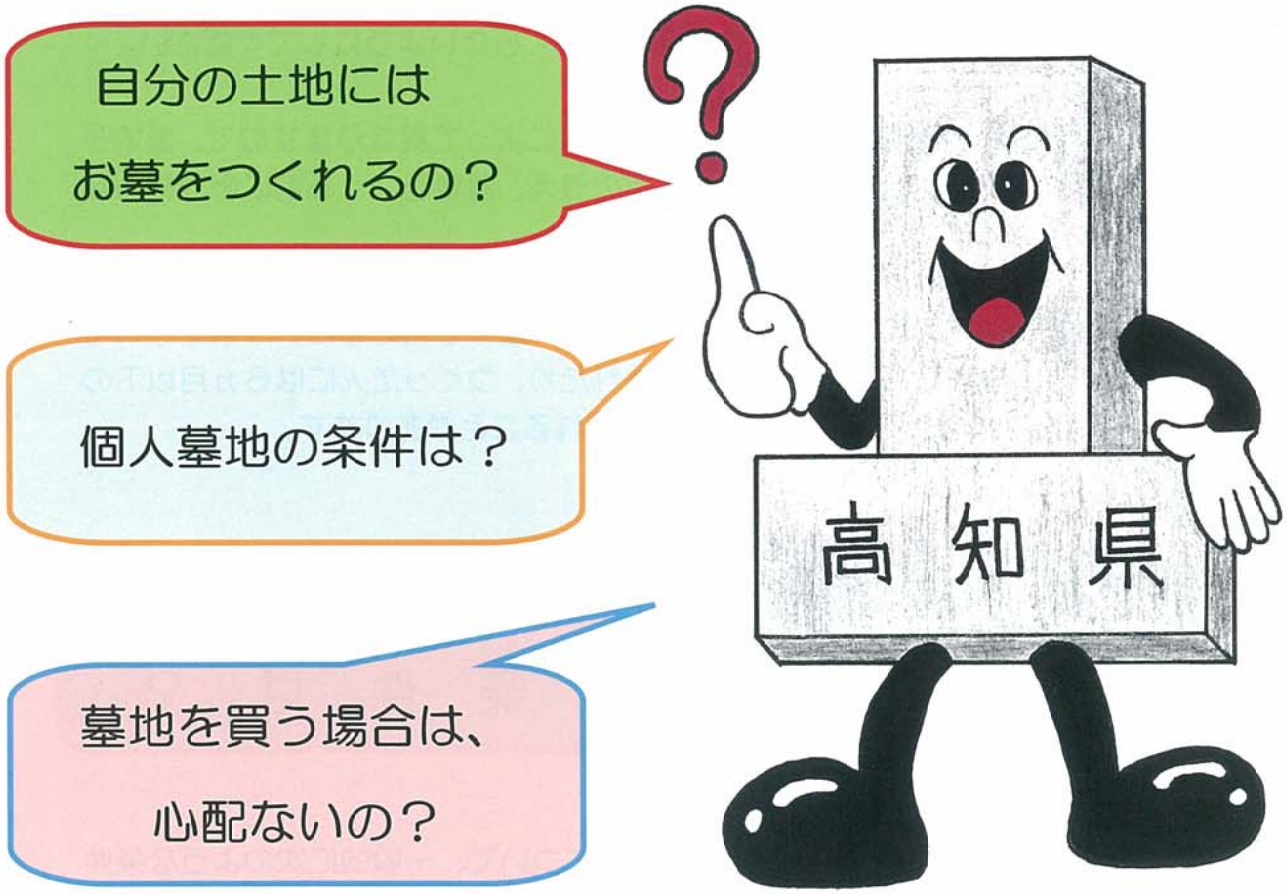

お墓をつくる（買う）前に
必ず読んでください

平成２８年４月

高知県健康政策部食品・衛生課

Q1
自分の土地には、お墓をつくれるの？

A1

● 墓地（お墓を建てる場所）をつくるには、個人墓地でも許可が必要です。

・ お墓を作るには、ご遺体の火葬等の許可とは別に、「墓地の経営許可」が必要です。（墓地、埋葬等に関する法律第１０条）

・ 墓地をつくることができるのは、原則として市町村、公益財団法人や宗教法人等とされており、個人がお墓をつくることは例外的で厳しい条件があります。くれぐれも無許可で勝手につくらないようにしてください。

・ 担当の行政機関は、お住まいの市町村によって異なりますので、墓地予定地の行政担当課（裏面）をご確認のうえ、お墓をつくる前に必ず相談するようにしてください。

・ なお、無許可の墓地につくったお墓は、遺骨を納めることが禁止されており、お墓を移転するように警告されたり、つくった人には６ヵ月以下の懲役または２万円以下の罰金が課せられることがあります。

Q2
個 人 墓 地 の 条 件 は ？

A2

● 高知県内では、個人がつくるお墓について、一般的に次のような条件があります。

- 自己所有地であること
- 必要最小限度の広さであること
- 人家、学校、病院等から十分に離れていること
- 隣接地の所有者の同意が得られていること
- 抵当権が設定されていないこと　　など

条件については、各地方自治体（県や市町村）で異なる場合があります。
また、これ以外の条件や他法令（農地法など）の制約もありますので、墓地行政担当課（裏面）に必ず事前相談を行い、ご確認ください。

Q3

造成された墓地(霊園)を買う場合は、心配ないの？

A3

● 霊園（墓地）について許可を受けていることを必ず確認してください。

・　許可を受けている公益財団法人、宗教法人等が管理する霊園には、そのことがわかるように看板を立てるよう指導しています。

（例）

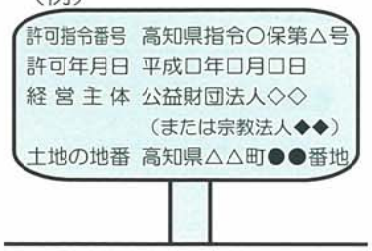

・　お墓を購入する際には次のことに気をつけてください。

①　許可を受けているか確認する

②　現地を確認する

③　契約は口約束ではなく、書面で結ぶ

※霊園の墓地契約は使用契約であり、土地の売買契約ではありません。

④　契約書は、よく読んでから契約し、捨てたり、紛失しないよう大事に保管する

許可を受けている霊園は、各行政担当課（裏面）で把握しておりますので、お気軽にご相談・ご確認ください。

● 個人や不動産業者・石材店等が、墓地を造成して宅地のように分譲等することはできません。

墓地の許可を担当する行政機関も、このような土地には原則許可をしていません。現にお墓が建っており売られている場所でも許可があるとは限りません。

近年、このような土地を買ったばかりに、許可を受けることができず、お墓をつくれないというトラブルが増えています。

「改葬」について

古いお墓から新しいお墓に遺骨を移すことを「改葬」といいます。

この「改葬」をするときにも許可が必要で、移す前に許可を受けなければいけません。

「改葬」の許可をするのは、古いお墓のある場所の市町村長です。

遺骨を移す先の新しいお墓が許可を受けている場所でないと、この「改葬」の許可を受けることはできません。

「改葬」についても、事前に各市町村の担当課までご相談ください。

高知県における墓地行政担当課〈問い合わせ先〉

平成28年4月1日現在

管轄区域	担当課	所在地	電話番号
高知市	高知市　環境保全課	高知市本町5-1-45	088-823-9471
室戸市	室戸市　市民課	室戸市浮津25-1	0887-22-5126
安芸市	安芸市　環境課	安芸市矢ノ丸1-4-40	0887-35-1023
香美市	香美市　環境上下水道課	香美市土佐山田町宝町1-1-29	0887-53-1063
香南市	香南市　環境対策課	香南市野市町西野2706	0887-57-8508
南国市	南国市　環境課	南国市大埇甲2301	088-880-6557
土佐市	土佐市　都市環境課	土佐市高岡町甲2017-1	088-852-7647
須崎市	須崎市　環境保全課	須崎市山手町1-7	0889-42-5891
四万十市	四万十市　市民課	四万十市中村大橋通4-10	0880-34-1113
宿毛市	宿毛市　環境課	宿毛市二ノ宮3845-1	0880-63-1697
土佐清水市	土佐清水市　環境課	土佐清水市天神町11-2	0880-82-1214
東洋町・奈半利町・田野町・安田町(注)・北川村・馬路村・芸西村	安芸福祉保健所 衛生環境課	安芸市矢ノ丸1-4-36 安芸総合庁舎	0887-34-3173
大豊町・本山町・土佐町・大川村	中央東福祉保健所 衛生環境課	香美市土佐山田町山田1128-1	0887-52-0004
いの町・日高村・佐川町・越知町・仁淀川町	中央西福祉保健所 衛生環境課	高岡郡佐川町甲1243-4	0889-22-1286
津野町(注)・中土佐町・梼原町・四万十町	須崎福祉保健所 衛生環境課	須崎市東古市町6-26 須崎第二総合庁舎	0889-42-2004
黒潮町・三原村・大月町	幡多福祉保健所 衛生環境課	四万十市中村山手通19 幡多総合庁舎	0880-34-0085
	高知県健康政策部 食品・衛生課	高知市丸ノ内1-2-20	088-823-9671

(注):安田町及び津野町については、個人墓地に限り各町役場が許可事務を担当する。

管轄	担当課	所在地	電話番号
安田町(個人墓地に限る)	安田町　町民生活課	安芸郡安田町安田1850	0887-38-6712
津野町(個人墓地に限る)	津野町　産業建設課	高岡郡津野町永野471-1	0889-55-2021